

W; REPORT 16

—レポート—
男女共同参画社会をめざす 2009.6.30 NO.



特集

身につけよう！メディア・リテラシー

～メディアと上手につきあって、自分らしい情報の活用を～

SPECIAL 特集

身につけよう！ メディア・リテラシー

メディアと上手につきあって、
自分らしい情報の活用を

PROFILE ▶▶▶
諸橋泰樹（もろはし たいき）
フェリス学院大学文学部コミュニケーション学科教授。「男女共同参画の視点とメディア・リテラシー」を専門とする。自治体での研修、講演、計画策定等に多数かかわる。



現代社会に生きる私たちは、日々、たくさんの情報に囲まれて生活しています。それらの情報は、信憑性の高いものもあれば、根拠に乏しいものもあり、しばしば私たちを惑わせます。メディアやそこから与えられる情報と上手につきあって、より豊かな生活を送るには、どうしたらよいのでしょうか。諸橋泰樹さんに聞きました。

メディア・リテラシーとは何か

20世紀以降、ラジオ、テレビ、コンピュータなどの普及により、情報の流通範囲と速度はそれ以前と比較にならないほど発展しました。マスメディア社会の到来です。

人々には、それまでの手書き文化の中で使用されてきたものとは異なる、新たな読み書き能力、すなわち「メディア・リテラシー」が求められるようになりました。

メディア・リテラシーとは、メディアからの情報を鵜呑みにせず、客観的に読み解き、かつこれらの情報を主体的に使いこなす力を指します。媒体を表す「メディア」と、読み書き能力を指す「リテラシー」の二語からできた新しい概念です。

マスメディア社会では、この力を持たないことにより、情報の波に翻弄さ

れてしまう場面が数多くあると思われる。

たとえば、瘦身効果があるとメディアが報じれば、効果のほどが定かでない食べ物でも飛びついてしまったりします。また、携帯電話から聞こえてくる巧みな誘い文句に乗せられて、振込め詐欺の被害にあってしまうといったことも、メディア・リテラシーと関係します。情報があふれかえる現代においては、それらに踊らされるのでなく、与えられた情報の真偽を注意深く見極め、自分に必要なものを取捨選択することが大事であり、これを助ける視点がメディア・リテラシーなのです。情報をどのように受け取り、活用していくかは、私たちが健康で豊かな生活を送れるかどうかを左右するといえます。

つくられたメディアが現実をつくる

メディアやその情報と接するうえで「割も」と「割しか」をどう読み解くか、それぞれの意味の違いや、作り手がなぜその表現を選んだかを、類推してみるということです。

さらに、注意すべき点として、性差による表現方法の違いがあります。

メディアの表現においては、女性が公人として扱われない傾向があります。政治家でも事件の容疑者などでも、花子大臣、花子容疑者のように、姓で

冷静な目を持つこと

では、メディア情報と上手につきあうにはどうすればよいのでしょうか。まず、メディアの比較をすることで、同じ話題でもA紙とB紙で、または新聞とテレビでは扱い方が違うなど、比べてみると異なる点があることに気づきます。

また、それぞれのメディアの特性を知ること大切です。テレビは映像や音で臨場感をおおりますし、新聞は動きがない分、想像力をかき立てる文章表現や写真使用などにより、注意をひくよう工夫されています。また、同じ活字メディアでも、週刊誌などはセンセーショナルな見出しや変化に富んだ誌面構成で購買意欲を喚起します。各メディアの特徴を見極めつつ、冷静な視点で眺めることが大事です。メディアの描き方と、自分の周辺で営なまれている日常風景や一般的な感覚とを、対比してみるとよいでしょう。

表現の違いを意識する

メディアが使う、表現そのものに着目することも重要です。たとえば「2

気をつけなければならないのは、メディア情報はつくられたものであり、そのつくられた情報自身が、現実をもつくる場合があるということです。メディア情報は、製作者の意図、視聴者や読者のニーズ、時間や紙面などの制約、有力者や広告主の意向といった要素を反映し、さまざまな人の関わりと交渉過程を経て出来上がった、妥協の産物です。新聞記事が作られる過程を例に、考えてみましょう。まず、記者が取り上げる事件を選び、取材先を決めます。取材の結果、選ばれた題材が文章化され、原稿となります。記者の原稿は、編集を総括するデスクと呼ばれる人が校正しますが、この時点で不採用あるいは部分的な使用となるなど、記者の意図とは異なる内容に展開していきることがあります。そうして作られた記事に、今度は紙面構成を決める担当が見出しをつけま

す。たとえば「2割」という表現を使用する場合でも、「2割」も「とするか、2割」しか「と書くかでは、意味が違ってきます。見出しにより本文の字数が超過すれば、また修正が加わります。さらに、その記事が「湖の水質汚染」でも「落石洗剤」という広告があったら、広告主への配慮から、記事の論調が柔らかくなるかもしれません。そうこうするうちに締切が訪れ、結局、記事は掲載されないという結末を迎えることもあります。このように、新聞に限らず、テレビ番組などすべてのメディア情報は、さまざまな条件の中でつくられた構成物なのです。そして、その構成されたものを基準にして、人々は日常を生きています。私たちは出来上がった紙面や番組しか見ないので、それがすべてだと思ってしまう。ファッションにしても、食べ物や観光スポットなどにしても、流行する前から「今年はこちらがはやる」とメディアが言えば、多くの人がそれを信じて取り入れるので、実際にそれが流行します。メディアの発信したものが人々の主要な判断材料となり、それをもとに私たちが意思決定し、行動してしまっている。今度は現実がつくられていくのです。

「メディア・リテラシー」をもっと知りたい方に… オススメBOOK REVIEW

男女共同参画センターの書架から、参考資料をご紹介します。今回お話を伺った、諸橋泰樹さんの著書もあります。貸出を行っていますので、ぜひご利用ください。

1

1: 季節の変わり目 (Part2) ジェンダーとジャーナリズムのはざまへ 諸橋 泰樹著 批評社

2

2: ジェンダーの語られ方、メディアのつくられ方 諸橋 泰樹著 現代書館

3

3: 新版Study Guide メディア・リテラシー 鈴木 みどり編 リベルタ出版

4

4: メディア・リテラシーを学ぶ人のために 鈴木 みどり編 世界思想社

2009年5月21日にスタート! あらためて…裁判員制度ってなあに?

男女共同参画センター「スペースゆう」では、数年前から「ジャッジ!」と題した模擬裁判イベントを行っており、その中で区民の方の裁判に対する関心の強さを感じてきました。

このたび、裁判員制度の施行に合わせて、メディア・リテラシーの特集を組みましたが、制度の概要についても、いま一度、整理してみたいと思います。

制度の広報にあたってきた、東京地方検察庁検察広報官の宇佐美忠章さんに解説してもらいましょう。

Q 裁判員制度ってどんなものですか?

裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合はどのような刑にするかを、裁判官と一緒に決めてもらうものです。

Q 裁判員は、どんな人になるのですか?

衆議院議員の選挙権を有する人(20歳以上)であれば、原則として誰でもなれます。ただし、司法関係者や警察官、都道府県知事等特定の職業の人など、なれない場合もあります。

Q なぜ、裁判員制度が導入されたのですか?

1990年代半ば以降、裁判に時間がかかりすぎることや、一部の判決で量刑が市民感覚からかけ離れているとの批判があり、法曹界や学会、消費者団体等の代表からなる司法制度改革審議会の議論を経て、裁判を国民にとって身近なものにしようとする流れができました。2004年には「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(裁判員法)が国会で成立、その後、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会等が周知活動を続け、今日に至ります。

裁判員制度の詳細は、以下でも知ることができます
東京地方検察庁 ☎ 03(3592)5611 [広報担当]
法務省/裁判員制度 HP <http://www.moj.go.jp/SAIBANIN/>

Q 裁判員はどんなことをするのですか?

裁判官とともに、法廷で行われる刑事事件の審理(公判)に出席します。この場で、証拠として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問などに立会います。その後、非公開の別室で、証拠に基づいて、被告人が有罪か否か、有罪の場合はどのような刑にすべきかを裁判官と一緒に議論し、決定します。この議論の過程を評議、決定行為を評決といいますが、評決内容がまとまると、法廷で裁判長が被告人に判決宣告をします。裁判員の仕事は、これをもって終了します。

Q いつ、どうやって選ばれるのですか?

年に1度、翌年1年間に裁判員となる人の候補者名簿が作られます。区市町村の選挙人名簿からくじで選ばれた人が候補者としてこの名簿に登録され、そのことが裁判所から本人に通知されます。次に、事件ごとに、この名簿の中から、担当裁判員の候補者がくじで選ばれます。候補者には、公判開始日の6週間前までに、裁判員を選任する日を知らせる通知が送付されます。選任手続の当日に、裁判長との辞退希望等の質疑応答を経て、最終的に6名の裁判員がくじで選ばれます。



Q 法律知識もないし、不安ですが…

裁判員の仕事に、特別な知識はいりません。法廷で示された証言や証拠に基づき、裁判官や他の裁判員との議論を通じて判断してもらえれば充分です。それは、みなさんが、日常生活の中でいろいろな情報を得ながら、さまざまな判断を行っているのと同じことといえます。特に知識が必要となる場合は、裁判官等が適宜説明などを行いますので、心配いりません。

Q 一般市民が裁判に参加することの意義とはなんですか?

国民のみなさんが裁判に参加することで、その視点や感覚が反映された裁判が実現し、司法が身近なものとなって、理解や信頼が深まることが期待されています。刑事手続の過程を自身で体験し、意見を述べるができる貴重な機会です。多くの人が、自分を取り巻く社会について考える契機になることを願っています。

現在は、著名人でなくとも、個人でホームページやブログを開設することが一般的になり、コンピュータや携帯電話などを使うことによって、多くの人が即座に情報の送り手となる時代です。

反面、メディアや情報は大事な道具でもありません。与えられる情報を一方的に受け取っているだけでなく、自分たちが、オリジナルの情報や他者に伝える発信者となってみることも有意義でしょう。

現在、著名人でなくとも、個人でホームページやブログを開設することが一般的になり、コンピュータや携帯電話などを使うことによって、多くの人が即座に情報の送り手となる時代です。

現在、著名人でなくとも、個人でホームページやブログを開設することが一般的になり、コンピュータや携帯電話などを使うことによって、多くの人が即座に情報の送り手となる時代です。

情報の送り手になってみる

また、女性が話題の中心となる場合には、報道内容に関係ない容姿や服装、私生活や性格といった事柄が必要以上に取り上げられることが多く、気になります。対象者が男性の場合と比較して見てみると、扱い方の違いなどに気づく場面があるのではないのでしょうか。

「メディア・リテラシー」チェックテスト

あなたは、メディア・リテラシーが身についているのでしょうか? このお話を、ストーリーが成り立つように並び替え、それぞれの人物の配役を考えてみましょう。

- 突然、対向車線の車が突っ込んできて、2人は大事故に巻き込まれました。
- 運ばれてきた男の子の手当てをするために、外科医が急いで手術室に駆け込みました。
- 父は即死、息子は瀕死の重体で救急病院へ運ばれました。
- 外科医は男の子を見て驚き、ショックに震えながら言いました。
- ある日、父と息子が2人で高速道路を走行していました。
- 「私にはこの子を手術することができません。この子は息子なのです」

☆ストーリーの順序: → → → → →

(北区男女共同参画センター主催「20年度さんかく大学PART II」資料より加工)

裁判員制度とメディア・リテラシー

だからこそ、情報の受信者としての判断力とともに、発信者としての危機意識も求められています。特に悪気がなくても、誰かの個人情報や不特定多数に知らせてしまったり、根拠のない噂話を広めることによって、人々を混乱させてしまう力と可能性を手にしているという自覚が必要です。

情報を受信する際には批判的に点検し、必要な情報を拾い上げる作業をしながら、望ましい情報流通や表現のあり方を考え、自分が発信者となる場面で生かすことによってほしいと思います。

ところで、今年5月から一般市民が司法に参加する、裁判員制度の運用が始まりました。

裁判員制度は、法律に関する知識をもたない市民が、日常生活のなかで得た感覚などを生かして被告の罪の有無や処分内容などを決めるもので、市民が参加する点において、メディアやそこから得る情報の影響がかわってくるのが予測されます。

制度を運用する側にとっては、メディアの受け手であり、裁判員となりうる人々自身が、メディア・リテラシーをもつことです。センサーシヨナルな報道に触れたとしても、そんなときこそ、批判的に読み直したり、他の報道機関や異なる媒体と比べてみたりして、落ち着いた姿勢を保ってほしいものです。

裁判員制度が、メディアの報道方法や流通している表現、人々のとらえ方に対する問題意識を喚起する機会となるかもしれませんね。

しかし、政府などが報道規制を行うことは、情報を得る権利をもつ市民や、情報流通を担う報道機関に対する検閲となってしまう危険があります。

確かに、メディア側が自主的に気をつけていくべき点はあるでしょう。視聴者や読者の興味をひくことを優先させて、おもしろおかしく書き立てるのではなく、冷静な視点による報道や自省的な態度、倫理観が必要です。

報の受け手であり、裁判員となりうる人々自身が、メディア・リテラシーをもつことです。センサーシヨナルな報道に触れたとしても、そんなときこそ、批判的に読み直したり、他の報道機関や異なる媒体と比べてみたりして、落ち着いた姿勢を保ってほしいものです。

裁判員制度が、メディアの報道方法や流通している表現、人々のとらえ方に対する問題意識を喚起する機会となるかもしれませんね。

情報コーナー

これから、スペースゆうで行う講座をご紹介します!

男女共同参画センター「スペースゆう」では、一人ひとりの自分らしい生き方を応援するさまざまな事業を行っています。ぜひご参加ください。

〈開催予定行事一覧〉※すべて申込先着順

行事名	日時	内容	講師	対象・定員・費用	申込方法
I 地域の暮らし創造塾 「みつろうで作るミニ キャンドル」	7月11日(土) 午後2時～4時	からだの健康や自然とのつながりを大切にしている講師の話聞きながら、自然の素材を使ってキャンドルを作ります。	・堀口美智子さん (「こことからだの元氣Lab.」主宰)	・誰でも参加可能 ・30名 ・700円(材料費)	電話・FAX・Eメールで、参加希望講座名・氏名・住所・電話番号を連絡 ※保育希望者は、講座1週間前までに子どもの氏名・年齢も連絡(1歳～就学前対象) TEL 03(3913)0161 FAX 03(3913)0081 E-mail: danjo-c@city.kita.lg.jp
II 「おとなになったら、何になる?—子どもたちのハローワーク」	7月30日(木) 午後2時～4時30分	小・中学生とその保護者を対象に、自分がどのような分野に関心があるか、その関心をどのように仕事に結びつけるかを、ゲーム形式で学ぶワークショップです。	・NPO法人 「キーパーソン21」 ファシリテーター	・区内在住の小・中学生とその保護者 ※小学生は5・6年生対象 ・24名(小・中学生とその保護者各12名) ・無料	
III ギャラリー遊 ※絵画、写真等個人や団体の作品を、随時展示しています	7月8日(水)～19日(日)	第11回あじさい展(きりえ)	申込不要。左記期間中は、開館時にいつでも鑑賞できます。 開館時間 火～土 午前9時～午後9時 日 午前9時～午後5時 ※ギャラリー入場は、なるべく閉館30分前までをお願いします		
	7月23日(木)～8月2日(日)	絵友達展(油彩)			
	8月5日(水)～16日(日)	第2回「忠・成 2人展」(水彩・水墨画等)			

スペースゆうのお薦め図書

スペースゆうの情報コーナーでは、男女共同参画や自分らしい生き方に関する資料を揃えています。ぜひお立ち寄りください。

「女子の古本屋」
岡崎武志著／2008

ギャラリーやカフェを併設したり、インターネットを活用するなど、創意工夫と独自の品揃えで注目を集める女性の店主たち。
開業までの道のりと個性豊かな仕事内容から、起業のヒントも得られる一冊。



「おひとりさまでもだいじょうぶ。」
吉田太一著／2008

板前や引越運送業を経て、日本初の遺品整理専門会社「キーパーズ」を設立した著者による、孤独死を迎えないための生き方指南。最近では若年層も多いというその事例から、「おひとりさま」をどう生きるかを考え、有意義な人生づくりを提案します。「おひとりさまの老後」著者・上野千鶴子氏との対談も収録。



表・紙・紹・介 GALLERY

制作／鈴木 悠
作品名／
「虹色の雨の中のかえるとかたつむり」



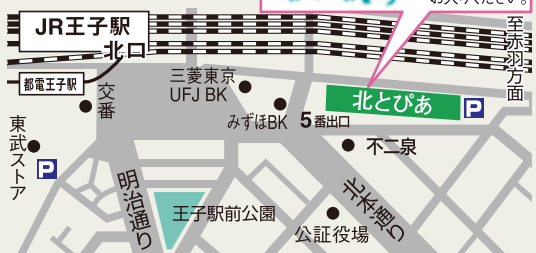
水に溶ける特殊な油絵の具を使い、傘をさした蛙やかたつむりなど、自分の好きなものをモチーフとして心象風景を描いた作品。昨夏、スペースゆうの展示施設「ギャラリー遊」に展示されました。

男女共同参画センター「スペースゆう」へ来てみませんか?

所在地 〒114-8503 北区王子 1-11-1 北とびあ5・6階

TEL 03-3913-0161
FAX 03-3913-0081

男女共同参画センター
スペースゆう
北とびあ6階
スターロードから
お入りください。



私たちの周りには、メディアから流される情報があふれています。自分自身が直接事件やことがらにふれるよりも、メディアを通してそれらについて知ることのほうが、圧倒的に多いと思われるかもしれません。メディアが送り出す情報は、「二次情報」です。それらは、送り手の考え方や見方によって作り上げられたものであることを、忘れないように努めたいものです。一方で、メディアは重要な役割も果たしています。メディアがないと、私たちが入手できる情報は限られてしまいます。また昨今は、インターネット上のブログなど、一般の人が情報を発信する機会も増えてきました。メディアを冷静に読み解き、活用していくことが求められています。



編集後記